

## 町税の滞納処分を強化しています ☎ 84-1212

町税は、定められた期限(納期限)までに納めていただくものです。

納税が遅れた場合、納期限までに納めた方との公平性を保つため、さまざまなペナルティが課されます。

- 滞納すると**
- ・延滞金が発生します。
  - ・財産(給与・預貯金・不動産等)の差押え・公売などの強制処分を受けます。
  - ・町のさまざまな補助制度を受けられない場合があります。
  - ・国民健康保険加入者の場合、被保険者証の代わりに「資格証明書」が発行され、医療機関の窓口でいったん医療費の全額を自己負担していただくことになります。
- 延滞金** 滞納税額を計算の基礎として、納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて計算します。
- ・令和3年の利率 ※延滞金の利率は年により異なります。
  - 納期限の翌日から1ヶ月を過ぎるまでの期間→年2.5%
  - それ以後→年8.8%
  - ※延滞金を計算する際の利率はかなり高く、思いもよらない高額になることもあります。
  - うっかり忘れてしまった場合でも、納期限に間に合わなければ延滞金が課されますので、納め忘れにご注意ください。

**納税相談** 災害や病気などで納税が困難なときは、1年間を限度に納期限の延長や分割納付などの納税の猶予制度が利用できます。督促状を放置したりせず、納期限内に納税できない事情のある方はご相談ください。

**相談日**

- ・平日 午前8時30分～午後5時15分
  - ・休日 毎月第2・第4日曜日(要事前予約) 午前9時～正午
- 収支の状況が分かる書類(直近の3か月程度の収入・支出の明細など)と印かんを持参してください。

## 令和3年度 町税等納期限カレンダー ☎ 84-1212

納期月	納期限	町県民税	固定資産税	国民健康保健税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	軽自動車税
5月	5/31 月		全期・1期				全期
6月	6/30 水	全期・1期					
7月	8/2 月		2期		全期・1期		
8月	8/31 火	2期			2期		
9月	9/30 木		3期		3期		
10月	11/1 月	3期			4期		
11月	11/30 火		4期		5期		
12月	12/28 火	4期			6期	6期 1月4日(火)	
1月	1/31 月				7期		
2月	2/28 月				8期		

※納期限は納期月の末日です。各納期月の末日が土、日曜日にあたる場合は、次の役場開庁日が納期限日になります。